

## 地域保健医療計画の中間見直し（5事業等推進部会審議事項分）について

### 1 趣旨

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定により、都道府県は、地域の実情に応じた、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされている。
- 愛知県地域保健医療計画は、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画として、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載している。
- 医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。  
2020（令和2）年が3年目にあたることから、医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、2021（令和3）年度中に医療審議会からの答申を得る。）
- 本日は、5事業等推進部会の審議項目に係る部分について、御審議いただく。

#### 5事業等推進部会における審議項目

- ・5事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及びへき地医療）の各対策に関すること
- ・在宅医療の確保に関すること
- ・保健医療従事者（医師を除く。）の確保に関すること

### 2 当部会における見直し状況について

#### (1) 審議状況

- 令和2年11月24日から令和2年11月27日まで（書面開催） <令和2年度第1回>  
地域保健医療計画の中間見直し（5事業等推進部会審議事項分）について素案審議
- 令和3年3月19日 <令和2年度第2回>  
地域保健医療計画の中間見直し（5事業等推進部会審議事項分）について試案報告
- 令和3年5月15日から令和3年6月13日まで  
パブリックコメントの実施及び市町村・関係団体への意見聴取

#### (2) 主な見直し内容

- **時点修正**  
計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することとされたことに伴う、各項目の時点修正。
- **国の通知に基づく目標値の設定**  
令和2年4月13日付け国通知に基づく、「第4章 災害医療対策」及び「第7章 へき地保健医療対策」に係る目標値の設定。

## &lt;参考&gt;

## 地域保健医療計画策定スケジュール（案）

年月	医療審議会等	5事業等推進部会
2020 /11	諮問 医療体制部会(素案審議)	部会審議事項分審議 ・素案承認
12	(意見反映・時点修正)	(時点修正)
2021 /1		
2	医療体制部会 (試案審議)	
3	医療審議会(原案審議)	部会審議事項分 ・試案報告
4		
5~6	パブリックコメント 意見照会	
7~9		(意見反映・時点修正)
10		部会審議事項分審議 ・審議結果を医療体制部会へ報告
11	医療体制部会 (最終案審議)	
12		
1		
2		
3	医療審議会 (答申)	